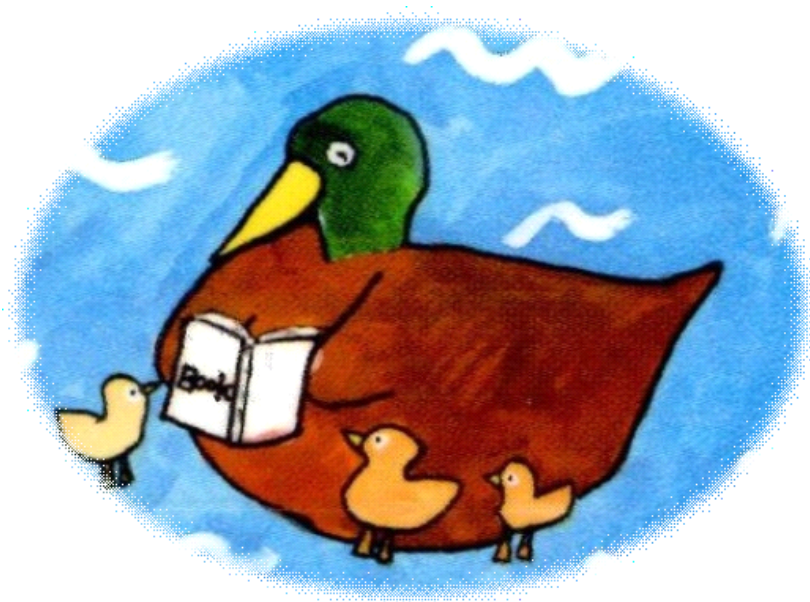




第二次

佐々町子ども読書活動推進計画



佐々町立図書館
シンボルマスコット「あいがもの親子」

令和 6 年 3 月
佐々町教育委員会

目次

I	第二次計画の策定にあたって	1
II	現状（「第一次 佐々町子ども読書活動推進計画」の実施状況）	2
III	子どもの読書活動推進方策	4
1	共通事項	
	（1）連携・協力	
	（2）人材育成	
	（3）読書活動の啓発と読書への関心を高める取組	
2	家庭における子ども読書活動の推進	7
3	地域における子ども読書活動の推進	8
	（1）町立図書館の取組	
	（2）地域団体（図書ボランティア）の取組	
4	学校等における子ども読書活動の推進	9
	（1）保育所等の取組	
	（2）学校の取組	
IV	計画の数値目標	12

I 第二次計画の策定にあたって

1 第二次計画策定の経緯

国は平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を定め、平成14年度から5年ごとに「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、令和5年3月に第五次計画を公表しました。長崎県においても「第四次長崎県子ども読書活動推進計画」が策定され、現在、第五次の策定に向けた取り組みがなされています。

また、国は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下、「読書バリアフリー法」という。）を策定し、県は「長崎県読書バリアフリー推進計画」を令和5年1月に策定しました。

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものです。

また、読書によって身についた、読解力、想像力、思考力等は、子どもの知性を育むことにもつながってきます。

そこで、今後の佐々町子どもたちの読書活動推進のための指針として、「第二次佐々町子ども読書活動推進計画」を策定しました。

2 計画の対象

計画の対象は、乳幼児・小学生・中学生を中心とした、おおむね18歳以下の全ての子どもとします。

3 計画の期間

計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします

Ⅱ 現状（第一次「佐々町子ども読書活動計画」の実施状況）

1 学校図書館の児童生徒一人あたりの貸出冊数

現状値(H29)	目標値(R3)
小学校：75 冊	80 冊
中学校：14 冊	20 冊

	H30	R1	R2	R3	R4
小学校	86.45 冊	95 冊	97.5 冊	107 冊	112.3 冊
中学校	6 冊	4 冊	7.1 冊	9.3 冊	13.1 冊

小学校においては、目標値を達成できました。司書教諭や学校図書係による、児童の興味関心を捉えた蔵書の整理や、読書冊数等の目標を決めた取組により、全校的な読書活動推進の雰囲気醸成が好成果に結びついたと思われます。

中学校においては、現状値（H29）を下回る結果となりました。これを受けて、司書教諭や国語科教師を対象とした、豊富な実践を積んできた退職教員による研修会や先進校視察を令和4年に行い、令和4年度は向上の兆しが見えましたが、まだ、現状値（H29）におよびませんでした。さらなる改善が必要です。

2 町立図書館の町民一人あたり貸出冊数

現状値(H29)	目標値(R3)
13.3 冊	現状以上

H30	R1	R2	R3	R4
10 冊	10.4 冊	9.7 冊	10.4 冊	9 冊

全国的な「読書離れ」の傾向に相まって、令和2年度～令和4年度にかけての新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために、休館や利用制限を行ったことが影響し、現状値（H29）におよびませんでした。

その中でも、団体貸出（1団体に30冊をまとめて貸出をする）の団体として学校等に限定していたものを、保育所や社会福祉協議会等の各種団体に範囲を広げる等の、減少傾向に一定の歯止めをかける工夫はなされました。さらなる改善が必要です。

3 町立図書館の読み聞かせへの参加世帯

現状値(H29)	目標値(R3)
15 世帯程度	20 世帯

H30	R1	R2	R3	R4
9 世帯	17 世帯	14 世帯	4 世帯	4 世帯

令和2年度～令和4年度にかけての新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために、休館や利用制限を行ったことや、感染予防のために外出を控えた家庭が多かったことが大きく影響し、現状値（H29）におよびませんでした。そのような中でも、町内の高校生が「読み語り手」として参加したり、他市町と連携した研修会を開催する等の工夫、改善に向けた努力がなされました。

Ⅲ 子どもの読書活動推進方策

1 共通事項

子どもの読書活動の推進に当たっては、家庭、地域、学校が中心となって社会全体で取り組んでいく必要があります。

そのためには、以下の事項について、認識を共有することが重要です。

(1) 連携・協力

多様な子どもの読書活動を推進するためには、様々な機関や人々の連携・協力が不可欠です。

そのために、以下のことについて認識を共有していきます。

① 地域における学習資源等の共有

学校図書館・町立図書館間の連携・協力体制を強化するとともに、学校間、図書館間の連携・協力体制を強化します。

町立図書館は、他の公立図書館間の蔵書データの共有や相互貸借を行い、子どもの幅広い読書活動に対応します。また、県立図書館等との連携を推進し、電子書籍を含む多様なサービスについての情報を提供します。

学校図書館は、町立図書館の団体貸出（1団体30冊）の活用や町立図書館のホームページの「子ども用の図書検索コーナー」の活用を促します。

② 地域における人的資源の共有

学校に配置された学校図書係を、夏期休業中は町立図書館で勤務させる等の人的交流の実施や、「図書ボランティアの会」の「読み聞かせ」や「老人会」「木彫クラブ」等の読書のきっかけともなりうる体験活動を指導できる団体等の人材を共有します。

(2) 人材育成

急速に変化するデジタル社会に対応しICTを効果的に活用し、多様な子どもたちの読書環境を実現するためには、読書活動に携わる人材育成は重要な課題です。

そのために、以下のことについて認識を共有していきます。

① 司書および図書館窓口係について

司書が、その役割を果たすことができる資質・能力等の向上を図るための継続的な研修を実施します。

また、図書館窓口係についても、司書と同じ研修を受ける等の専門性を高める研修を継続して行います。

② 司書教諭等について

学校図書館の活性化には、司書教諭等が専門的な知識・技能を習得し、専門性を一層発揮し、子どもの読書活動を推進する中核となることが重要です。そのためには、継続的な研修を受けるとともに、自校の教師に読書の重要性を認識するように働きかけます。

③ 子どもの育成

子どもの主体的活動によって子どもの読書活動を推進することは効果的です。司書教諭等の指導・支援のもと、各学校の委員会活動（係活動）として、学校図書館の貸出業務や装飾、図書紹介等の読書活動推進の一翼を担わせる人材として育成します。

（３） 読書活動の啓発と読書への関心を高める取組

子どもの読書活動を推進するためには、読書の動機付けとなる啓発活動及び読書への関心を高める取組は重要です。

そのためには、以下に示された読書に関する発達段階を参考とした啓発と発達段階や個性に応じた読書への関心を高める取組を行うとの認識を共有して、生涯にわたる読書習慣を身に付けさせていきます。

＜読書に関する発達段階毎の特徴例＞

① 就学前（幼稚園、保育所、認定こども園等）の時期（おおむね６歳頃まで）

乳幼児期には、周りの大人から言葉を掛けてもらったり乳幼児なりの言葉を聞いてもらったりしながら言葉を次第に獲得するとともに、絵本や物語を読んでもらうこと等を通じて絵本や物語に興味を示すようになる。さらに様々な体験を通じてイメージや言葉を豊かにしながら、絵本や物語の世界を楽しむようになる。

② 小学生の時期（おおむね６歳から１２歳まで）

低学年では、本の読み聞かせを聞くだけでなく、一人で本を読もうとす

るようになり、語彙の量が増え、文字で表された場面や情景をイメージするようになる。

中学年になると、最後まで本を読み通すことができる子どもとそうでない子どもの違いが現れ始める。読み通すことができる子どもは、自分の考え方と比較して読むことができるようになるとともに、読む速度が上がり、多くの本を読むようになる。

高学年では、本の選択ができ始め、その良さを味わうことができるようになり、好みの本の傾向が現れるとともに読書の幅が広がり始める一方で、この段階で発達がとどまったり、読書の幅が広がらなくなったりする者が出てくる場合がある。

③ 中学生の時期（おおむね12 歳から15 歳まで）

多読の傾向は減少し、共感したり感動したりできる本を選んで読むようになる。自己の将来について考え始めるようになり、読書を将来に役立てようとするようになる。

④ 高校生の時期（おおむね15歳から18歳まで）

読書の目的、資料の種類に応じて、適切に読むことができる水準に達し、知的興味に応じ、一層幅広く、多様な読書ができるようになる。

令和5年3月「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（文科省）

２ 家庭における子ども読書活動の推進

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、家庭は、読書習慣の形成の場として重要な役割を担っています。家庭での読書が生活の中に位置づけられるようにするには、子どもの一番身近な存在である保護者の継続的な取組が必要です。

このことは、家族のふれあいの機会となり、子どもたちの情緒を育んだり親子の絆を深めたりすることにもつながります。

しかし、テレビやスマートフォン、ゲーム等の多様な娯楽機会の増加によって、家庭での読書習慣が減少している現状があります。

このような中で、町は関係機関と連携して、読書の意義や家庭における習慣付けの重要性について理解していただけるように、様々な機会を通じて、保護者、町民へ周知していくことが必要です。

また、家族で取り組む読書活動や町立図書館等の活用の推奨、保護者と子どもが読書活動の楽しさに触れる機会の提供、読書環境の整備（ＩＣＴ活用を含む）に様々な機関と連携・協力して取り組むことも重要です。

<現在の取組>

- ① ブックスタート事業による、乳児期から本に親しむ機会の提供
- ② 乳幼児期からの絵本や物語の読み聞かせ
- ③ 「ノーマディアデー」の設定と啓発活動
- ④ 学校から配布される「親子読書カード」の普及活動

<今後の取組>

- 町は、広報紙や「図書館だより」等を活用して、読書の意義や家庭における習慣付けの重要性について理解していただけるように、様々な機会を通じて、保護者、町民へ啓発をしていきます。
- ブックスタート事業により、幼児期から、本に親しみ、読書の楽しさに触れる機会を提供します。
- 様々な機会を通じて下記の家庭での取組を啓発します。
 - ・ 保護者が本や新聞を読み、その姿を子どもに見せる。
 - ・ 子どもが体験し、興味を持った内容に関する絵本の読み聞かせをする。
 - ・ 子どもが本を手に取りたくなるような環境をつくる。
 - ・ 子どもが家族に好きな本や新聞記事を紹介したり、読み聞かせをしたりする。
 - ・ テレビやゲームなどから離れるノーマディアデーをつくる。

- ・ 家族で地域の図書館を利用する。

3 地域における子ども読書活動の推進

町立図書館には、地域における読書活動の拠点として、子どもと保護者が豊富な蔵書の中から読みたい本と出会ったり、読書の楽しさや喜びを体験したりする場であることが求められます。また、町立図書館が学校図書館と連携し、学校における子どもの主体的な読書活動を支えていくことも必要です。

さらに、読書バリアフリー法を踏まえた県立図書館等と連携した、多様な子どもへの読書機会の提供や、ＩＣＴを積極的に活用した読書環境の整備も今後の重要な取組となっています。

本町の「図書ボランティアの会」は平成１１年の発足以来、町立図書館を拠点として、町立図書館・保育所・学校等での「読み聞かせ」活動や町立図書館イベントへの協力、町立図書館内整理作業の協力など、多様な場面で本町の読書活動推進の輪を広げていただいている本町の貴重な民間ボランティア団体です。

今後も町立図書館や学校等が連携して、子どもの読書活動を推進していくことが重要です。

（１） 町立図書館の取組

＜現在の取組＞

- ① 蔵書の工夫（児童書を３割程度とする）・選書の充実
- ② 「子ども読書週間」の啓発や時宜に応じた特設コーナーの設置
- ③ 子どもを対象した各種イベントの開催（子どもまつり、夏まつり等）
- ④ 子どもを対象とした図書館講演会、図書館主催講座の実施
- ⑤ 子どもの図書館見学や職場体験の受入
- ⑥ ブックスタート事業への協力
- ⑦ 「図書ボランティアの会」への支援
- ⑧ 団体貸出（１団体３０冊）の実施
- ⑨ ホームページでの子ども用の図書検索コーナーの開設
- ⑩ 職員による「読み聞かせ」の実施

＜今後の取組＞

- SNS等も活用し、子どもの読書活動に関する情報を積極的に発信します。
- 読書に親しむきっかけとなるイベントや体験活動を実施します。
- アンケートにより子どもの視点に立ったサービスの改善や図書の収集を

行います。

- 保育所、認定こども園、学校等あらゆる子どもの居場所への図書の団体貸出を行います。
- 学校と図書館で読書に関する情報を共有し、相互の連携を密にします。
- 県立図書館等と連携した、点字図書や拡大図書等のアクセシブルな書籍及び電子書籍等の利用窓口としての情報を提供します。
- 図書館主催講座への司書教諭、学校司書、教師の参加を促します。

（２）地域団体（図書ボランティア）の取組

＜現在の取組＞

- ① 町立図書館での定期的な絵本の「読み聞かせ」の開催
- ② 土曜学習プログラムによる「読み聞かせ」の実施
- ③ 学校、保育所等への「出前読み聞かせ」の開催
- ④ 町立図書館主催のイベント・講演会等の企画運営
- ⑤ 町立図書館ボランティア活動（蔵書整理、資料づくり等）
- ⑥ ブックスタート事業への参加

＜今後の取組＞

- 現在も、地域の読書活動推進の大きな力としての活動がなされており、その活動を継続していきます。

４ 学校等における子ども読書活動の推進

子どもが生涯にわたって読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を形成していくうえで、保育所・学校等はかけがえのない大きな役割を担っています。保育所保育指針等及び学習指導要領を踏まえ、各発達段階にに応じて、子どもが生涯にわたる読書習慣を身に付け、読書の幅を広げるため適切な支援や指導を行うことが必要です。

（１）保育所等の取組

＜現在の取組＞

- ① 保育士による読み聞かせの実施
- ② 「図書ボランティアの会」による「読み聞かせ」の実施
- ③ 保育士による自由遊びの中での読書の動機づけ
- ④ 保育絵本の購入・整備

⑤ 町立図書館の団体貸出（３０冊）の活用

<今後の取組>

- 読み聞かせなどによって絵本や物語に親しむ活動を積極的に行います。
- 安心して図書に触れることができるようなスペースの確保を行います。
- 全ての子どもが多くの本にアクセスできるよう、町立図書館等による団体貸出を活用します。
- 親子読書体験会やお便りなどを通じて保護者へ読書活動の大切さを啓発します。
- 「図書ボランティア会」や保護者と協力して読書環境の充実を図ります。

（２）学校の取組

<現在の取組>

- ① 「朝読書」の推進
- ② 「図書ボランティアの会」などによる読み聞かせの実施
- ③ 「読書感想文・感想画コンクール」への応募
- ④ 読書週間の読書啓発活動
- ⑤ 児童生徒活動による図書館活動及び読書推進
- ⑥ 子ども同士の読書紹介（本の紹介カード等）
- ⑦ 読書冊数等の到達目標の設定と達成状況の見える化
- ⑧ 読書への意欲づけ（多読賞、読書ビンゴ、図書館クイズ等）
- ⑨ 学校図書館便りの発行
- ⑩ 蔵書の整理・充実
- ⑪ 学校図書館等での図書推薦コーナーの設置
- ⑫ 学校図書館の飾り付けや環境の整備
- ⑬ 学級文庫の充実
- ⑭ 学校司書等の研修
- ⑮ 親子読書の推進

<今後の取組>

- 朝の読書、「読み聞かせ」など全校で取り組む読書活動を継続的に実施します。
- 新聞や資料などを活用した学習に積極的に取り組みます。
- 図書委員会等の子どもたちが自ら企画運営する読書活動に取り組みます。
- アンケートなど様々な方法で子どもの意見を聞き、読書活動や環境づく

りに生かしていきます。

- 多様な子どもの可能性を引き出すために、一人一台端末を用いて、電子書籍やオーディオブックなどの活用について研究します。
- 団体貸出、電子図書館などの公共図書館のサービスの活用について研究します。
- 校内の様々な場所に本が配備され、いつでも手に取れる環境をつくりま
す。
- 全職員が、司書教諭等と協力して、多様な学習や活動において学校図書
館の積極的な活用を図ります。
- 公立図書館や、民間団体（「図書ボランティアの会」等）と連携した取
組を行います。
- 地域等で開催される幅広い読書関係者が集まる研修会や交流会にも参加
します。
- 学級懇談会や学校・学級便り等を活用し、読書活動に対する保護者の理
解を促します。

Ⅳ 計画の数値目標

この計画は、本町における子どもを取り巻く読書環境を整備し、子どもたちの読書活動を推進するためのものです。

そのため、第一次の計画と同じく、下記の数値目標を定め、計画の進捗状況を把握するための指標とします。

1 学校図書館の児童生徒一人あたりの貸出冊数

指標の内容	現状値（Ｒ１）	目標値（Ｒ９）
学校図書館の児童生徒一人あたりの貸出冊数	小学校：９５冊	小学校：１００冊
	中学校：４冊	中学校：２０冊

2 町立図書館の貸出冊数

指標の内容	現状値（Ｒ１）	目標値（Ｒ９）
町立図書館の貸出冊数	144,387冊	現状以上

3 「読み聞かせ」への参加者数

指標の内容	現状値（Ｒ１）	目標値（Ｒ９）
「読み聞かせ」への参加者数	1,929人	現状以上

※「第４期 佐々町教育振興基本計画」の成果指標から